

青森県報

号外第九号

平成二十年
二月十八日
(月曜日)

目 次

告 示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (河川砂防課) …… 一
土砂災害警戒区域の指定…………… (同) …… 七

告 示

青森県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 栄町土砂災害警戒区域及び栄町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 栄町一号土砂災害警戒区域及び栄町一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 塔ノ沢山二号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 表町土砂災害警戒区域及び表町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

五 塔ノ沢山土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 本町一号土砂災害警戒区域及び本町一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 馬込土砂災害警戒区域及び馬込土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 田ノ沢土砂災害警戒区域及び田ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 舟ヶ沢一号土砂災害警戒区域及び舟ヶ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 舟ヶ沢二号土砂災害警戒区域及び舟ヶ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 数牛土砂災害警戒区域及び数牛土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 ほとけ沢一号土砂災害警戒区域及びほとけ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 ほとけ沢二号土砂災害警戒区域及びほとけ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 ほとけ沢三号土砂災害警戒区域及びほとけ沢三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 塔ノ沢山四号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十六 塔ノ沢山三号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十七 乙供土砂災害警戒区域及び乙供土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十八 浜台一号土砂災害警戒区域及び浜台一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十九 舟ヶ沢三号土砂災害警戒区域及び舟ヶ沢三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二十 篠内平土砂災害警戒区域及び篠内平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二十一 子ノ鳥平土砂災害警戒区域及び子ノ鳥平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二十二 水尻土砂災害警戒区域及び水尻土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二十三 館二号土砂災害警戒区域及び館二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十四 寺沢川端一号土砂災害警戒区域及び寺沢川端一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十五 寺沢川端二号土砂災害警戒区域及び寺沢川端二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十六 本町二号土砂災害警戒区域及び本町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十七 栄町二号土砂災害警戒区域及び栄町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十八 塔ノ沢山五号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山五号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十九 向平土砂災害警戒区域及び向平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十 ほとけ沢四号土砂災害警戒区域及びほとけ沢四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十一 館一号土砂災害警戒区域及び館一号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十二 田ノ沢一号土砂災害警戒区域及び田ノ沢一号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十三 館三号土砂災害警戒区域及び館三号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十四 向籓屋沢土砂災害警戒区域及び向籓屋沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十五 東宇道坂沢土砂災害警戒区域及び東宇道坂沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

三十六 上畑沢土砂災害警戒区域及び上畑沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

三十七 北向旗屋沢土砂災害警戒区域及び北向旗屋沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十八 古屋敷沢土砂災害警戒区域及び古屋敷沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十九 北田ノ沢土砂災害警戒区域及び北田ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四十 東狼ノ沢土砂災害警戒区域及び東狼ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 宇道坂沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 下添ノ沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

2 (図面省略)
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭